

令和 7 年

第 8 回 阿波市 農業委員会 総会 議事録

阿波市 農業委員会

令和7年第8回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日(月)午後1時30分～午後1時53分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (16名)

- 1番 米澤 実
- 2番 片岡 寛之 (副会長)
- 3番 板東 由裕
- 4番 赤松 晃一
- 5番 糸谷 徳文 (中立委員)
- 6番 新見 正美 (会長)
- 7番 坂東 満二郎
- 8番 江東 幸和
- 10番 天満 仁
- 11番 森本 定
- 12番 古本 義春
- 13番 大村 敏信 (副会長)
- 15番 竹内 正法
- 16番 篠原 安博
- 18番 十川 昭夫
- 19番 十川 幸利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (3名)

- 9番 唐渡 義伯
- 14番 金山 敬治
- 17番 武澤 守

5. 議事録署名委員

- 15番 竹内 正法
- 16番 篠原 安博

6. 議事日程

第1号議案 買受適格証明願について(委員会処分)

- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）
第3号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第4号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

- 報告第1号 使用貸借による解約書について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 農地改良届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭
係長 原田裕人
主事補 植原諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和7年第8回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議長】

みなさんこんにちは、本日は、何かとお忙しい中、総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。当分厳しい残暑がまだまだ続きそうですので、どうぞお体には十分、ご留意していただきたいと思います。それでは、簡単なお挨拶ではございますが、総会のほうに移らせていただきたいと思います。着座にて進行させていただきます。

【議長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、16名で定足数に達しておりますので、これより令和7年第8回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、15番竹内委員、16番篠原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第4号までの4議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 買受適格証明願について(委員会処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第1号議案 買受適格証明願について(委員会処分)でございますが、今回1件の申請が出ております。この買受適格証明は、公売や競売となった農地の入札に際し、その資格、即ち農地を取得する資格が申請人にあるかどうか証明するものでございます。恐れ入りますが座って説明させていただきます。

それでは、案件番号1番、地図は、1ページから3ページを併せてご覧下さい。地目は田、計9筆 面積 4,950.36㎡。内容は、●●● 農地法第3条第1項の規定による買受となっており、本人が農作業に従事される予定です。取得することになれば、ミニトマト、苺を作付けする予定です。すべての農地を適切に利用することとされ、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われま。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。

番号1番は、事務局の通り問題ないと、14番金山委員から報告を受けていま

す。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第1号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は、14件で、内訳としまして、売買が、8件、贈与が6件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。

はじめに、案件番号1番、地図は、4ページから6ページをご覧ください。地目は田、3筆 面積は、2,302㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していき、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号2番、地図は、7ページから13ページをご覧ください。地目は田及び畑、6筆 面積 3,477㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人と親戚とで農作業に従事していて、水稻、里芋を作付けされております。申請地にも、水稻、里芋を作付けする予定です。

続きまして、案件番号3番、地図は、14ページから16ページをご覧ください。地目は畑、2筆 面積 744㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と妻が農作業に従事していて、水稻、ブロッコリーを作付けされております。申請地

にも、水稲、ブロッコリーを作付けする予定です。

続きまして、案件番号4番、地図は、17ページ、18ページをご覧ください。地目は田、2筆 面積、1,609㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と子の妻が農作業に従事していて、水稲を作付けされております。申請地にも、水稲を作付けする予定です。

続きまして、案件番号5番、地図は、19ページ、20ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積、736㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と子の妻が農作業に従事していて、水稲を作付けされております。申請地にも、水稲を作付けする予定です。

続きまして、案件番号6番、地図は、21ページ、22ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積、567㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と子の妻が農作業に従事していて、水稲を作付けされております。申請地にも、水稲を作付けする予定です。

続きまして、案件番号7番、地図は、23ページ、24ページをご覧ください。地目は田、3筆 面積、1,263㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人は県外在住ですが、申請地から近い実家から農業を営む予定です。譲受人と両親が農作業に従事していき、申請地には、水稲、苺を作付けする予定です。

続きまして、案件番号8番、地図は、25ページ、26ページをご覧ください。地目は畑、1筆 面積、1,138㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人と妻が農作業に従事していて、トマト、ナスを作付けされております。申請地にも、トマト、ナスを作付けする予定です。

続きまして、案件番号9番、地図は、27ページから30ページをご覧ください。地目は田及び畑、3筆 面積、2,800㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人が農作業に従事していて、苺、玉葱を作付けされております。申請地にも、苺、玉葱を作付けする予定です。

続きまして、案件番号10番、地図は、31ページから33ページをご覧ください。地目は田、2筆 面積、1,151㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人と妻が農作業に従事していて、水稲を作付けされております。申請地にも、水稲を作付けする予定です。

続きまして、案件番号11番、地図は、34ページから35ページをご覧ください。地目は宅地、1筆 面積、472.33㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、ブロッコリーを作付けされております。申請地にも、ブロッコリーを作付けする予定です。

続きまして、案件番号12番、地図は、36ページから38ページをご覧ください。地目は田及び畑、3筆 面積、2,356㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人が阿波市外に在住ですが、申請地に隣接しております居宅を購入し移り

住む予定です。譲受人が農作業に従事していき、申請地には、水稻、スダチを作付けする予定です。

続きまして、案件番号 13 番、地図は、39 ページ、40 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積、728 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と父が農作業に従事していき、申請地には、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 14 番、地図は、41 ページ、42 ページをご覧ください。地目は田、3 筆 面積、3,104 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人は阿波市外在住ですが、阿波町の職場に毎日勤務しております。耕作機械や農作業経験もあり、通作距離等に問題はなく耕作できる環境とのこと。譲受人と父が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

以上、説明しました案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないよう解消をしていきますとの回答を頂いております。今後、農地を適切に利用する事とされ、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われ。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号 1 番を 5 番糸谷委員にお願いします。

○ 5 番 (糸谷委員) 5 番糸谷です。22 日に現地確認と聞き取りをしてきました。譲受人は、すでに周辺農地を購入しており、今回残っていたこの土地を購入しました。事務局説明通り問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号 2 番・3 番を私 6 番新見が説明します。

○ 6 番 (新見委員) 番号 2 番につきましては、事務局の説明の通りで、22 日現地確認し、聞き取りをしたところ、譲渡人は元妻で市外に住んでおり水稻を作付けしております。また、税の関係もあり、譲受人も引き続き水稻を作付けしていくことで問題ないと思っております。3 番も事務局説明の通りで、聞き取りをしたとこ

ろ、譲受人は5～6年前から水稻を作付けしており、譲渡人は高齢で耕作できないため、問題ないと思います。

【議 長】

つづきまして、番号4番・5番・6番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。番号4番・5番・6番は、譲受人に管理してもらっている感じで、双方に話を聞き取りして、話はあったので問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。7番ですが、お話をお伺いしますと譲渡人及び家族において今後農地を管理することが困難であることから、以前より耕作をお願いしており、親戚にあたるので特に問題が発生することはないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号8番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。22日に行きましたが、場所がわかりにくく、24日に確認しました。周りは耕作放棄地に囲まれており、ナスなどが植わっていました。周りが耕作放棄地状態なので、譲受人が耕作されることはいいことだと思いました。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号9番・10番を12番古本委員にお願いします。

○12番（古本委員）12番古本です。譲渡人が県外にいまして、番号9番の譲受人は玉ねぎや梅をしており、親戚ということで贈与でございませう。番号10番は、譲受人が隣の方で贈与でございませう。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号11番は、事務局の通り問題ないと、14番金山委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号12番・13番を16番篠原委員にお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。12番につきましては、21日に両者とコンタクトをとり聞き取りをして意欲的でした。また、遠縁にあたりますので問題ないと考えております。13番につきましても遠縁で、水稻を作付けするということで譲受人は、頑張っていくと申しておりますので、問題ないと思っておりますのでよろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号14番は、事務局の通り問題ないと、17番武澤委員から報告を受けています。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第2号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第3号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年8月14日付け阿農振第469号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和7年農用地利用集積等促進計画第8号」をご覧ください。5ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっております、19件 83筆 総面積78,028.00㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、16筆 18,001.00㎡。使用貸借が、3筆 4,679.00㎡。次に、新規で賃貸借が、37筆 33,611.00㎡。使用貸借が、27筆 21,737.00㎡。なお、解約者につきましては、6ページをご覧ください。11件 23筆 18,217.00㎡ となっております。

以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われまので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第3号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第3号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（中倉）失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしく
お願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願い
しております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農
業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今年3月末で作成したものです。内容は
これから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管
理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基
準に10地区分を作成しております。本日の変更案では全地区について、農地転
用を申請するため地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用
した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営
面積を更新するものについて変更したいと考えております。なお、変更箇所につ
いては赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前
の数字となっております。

以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議
のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第4号議案について、承認することに異議ありませ
んか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第4号議
案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適
当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原） それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報

告いたします。議案書 8 ページから 9 ページをお開きください。今月は、7 件 13 筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、7 件 13 筆 となっております。

続きまして、報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、10 ページから 11 ページまでとなります。今月は、4 件 9 筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、4 件 9 筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂）続きまして、報告第 3 号、「農地改良届」について、ご説明いたします。番号 1 番、議案書 11 ページ、地図資料は 43・44 ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目及び現況地目ともに「畑」で、登記面積は 776 m²でございます。改良しようとする土地は水稻を作付けする予定で購入しましたが、土地の状態が適さないことがわかりました。また、道路から低く落ち込んだ土地であるため、隣接農地を出入口として使用しなければ進入できないこともあり、耕作が困難な土地でここ数年、休耕が続いておりました。こうした状況のため、表土を当該地の隅に置き、客土を入れ、現況面から 145 cm 嵩上げし、表土をもどして土地の有効利用を図る計画です。添付書類の農地改良等工事計画書や公図写しほかを確認したところ、農地改良に該当すると判断されることから、本届け出を受理いたしました。また、盛土規制法の許可申請も県の担当課へ提出済みです。なお、改良後は、果樹の栽培を計画しており、工事期間は 6 か月の予定となっております。以上で、「農地改良届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

（「質疑等なし」の声あり）

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和 7 年第 8 回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和 7 年 9 月 25 日（木曜日）午後 1 時 30 分から、本庁 3 階大会議室での開催予定としております。よろしく願いいたします。

(終了時間 午後1時53分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 7年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員